

人事行政の公平性・透明性を高めるため、平成27年度の町職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などの状況を公表します。

問合せ…総務課秘書職員係【☎35-1234】

2. 職員給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

町人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
人 31,300	千円 9,812,645	千円 791,135	千円 1,206,628	% 12.3

※人件費には特別職に支給される給料等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人 あたりの 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
人 150	千円 529,360	千円 61,794	千円 195,600	千円 786,754	千円 5,245

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は平成27年4月1日現在の人数です。

(3) 平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.7歳	299,200円	336,700円

※「平均給料月額」とは、平成27年4月1日における基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 初任給の状況

区分		上里町
一般行政職	大卒	183,300円
	高卒	154,300円

(5) 一般職の級別職員数の状況

区分	基準となる職務	職員数	構成比
6級	課長・参事	16人	9.5%
5級	課長補佐	13人	7.7%
4級	係長・主査	34人	20.2%
3級	主任	53人	31.6%
2級	主事・技師	22人	13.1%
1級	主事補・技師補	30人	17.9%

※上里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※短時間勤務職員は含みません。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況(平成27年度)

※()内は女性数であり内書きです。

(1) 職員の採用の状況

単位(人)

一般事務	保育士	再任用	任期付
7(5)	1(1)	3(1)	2(0)

(2) 職員の退職の状況

単位(人)

	一般事務	保育士	技能労務	合計
定年退職	4(0)	1(1)	—	5(1)
勤奨退職	1(0)	—	—	1(0)
自己都合退職	—	1(1)	—	1(1)
任期満了	1(0)	—	—	1(0)
その他(死亡・免職・失職)	—	—	—	—
合計	6(0)	2(2)	—	8(2)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

単位(人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	38	35	△3	退職者の課付に伴う減
	税務	17	18	1	業務内容の充実
	民生	37	36	△1	組織見直しに伴う減
	衛生	10	9	△1	業務内容見直しに伴う減
	労働	0	0	0	
	農林水産	9	11	2	業務内容の充実
	商工	1	1	0	
	土木	11	11	0	
特別行政部門	小計	126	124	△2	
	教育	22	21	△1	法改正に伴う減
公営企業等部門	水道	8	8	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	16	15	△1	退職者の課付に伴う減
	小計	28	28	0	
合計		176 [203]	172 [203]	△4 [0]	

※〔 〕は条例定数の合計です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

	平成26年度	平成27年度
平均取得日数	7日6時間40分	7日5時間45分

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
	—	—	1人	—	—

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
	—	—	—	—

5. 職員の服務状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制限を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

区 分	件 数
研修を受ける	450件
厚生事業に参加	—
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	331件

(3) 営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
5件	居住する地域の役員となる場合・国の統計調査に従事する指導員及び調査員・消防団員

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。

6. 職員の研修状況

研修体系	コース数	参加人員
児玉郡市広域総合センター研修	11	76人
自治人材開発センター関係	3	6人
内部研修	5	368人

7. 公平委員会の業務状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

(6) 職員手当の状況

手当名	支給内容等
期末・勤勉手当	・期末手当 6月期:1.225月分 12月期:1.375月分 ・勤勉手当 6月期:0.75月分 12月期:0.85月分
退職手当	(自己都合) (勸奨・定年) 勤続20年 20.4450月分 25.55625月分 勤続25年 29.1450月分 34.58250月分 勤続35年 41.3250月分 49.59000月分 最高限度額 49.5900月分 49.59000月分
特殊勤務手当	・2種類(感染症防疫業務、行旅病人処置) 1件につき、それぞれ条例に定める額
時間外勤務手当	・支給総額 27,510千円
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・子等 6,500円 ・扶養特定期間加算 5,000円
住居手当	・借家限度額 27,000円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(限度額55,000円) ・自動車等利用者:2km以上から距離に応じて支給
管理職手当	参与 60,000円 課長 55,000円 参事 48,000円 課長補佐 35,000円

(7) 特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等 () は減額措置の額
給料	町長	770,000円 (693,000円)
	副町長	640,000円 (576,000円)
	教育長	602,000円 (553,840円)
報酬	議長	311,000円
	副議長	253,000円
	議員	222,000円
期末手当	町長	(27年度支給割合)
	副町長	4.20月分 役職加算15%
	教育長	町長・副町長は10%減額・教育長は8%減額あり
退職手当	議長	(27年度支給割合)
	副議長	4.20月分 役職加算15%
	議員	
退職手当	町長	(算定方式) (支給時期)
	副町長	退職時給料月額×48月×0.35×1.15 } 任期ごとに支給
	教育長	退職時給料月額×48月×0.21×1.15 }
		退職時給料月額×48月×0.20×1.15 }

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件等の状況

(1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	38時間45分 (国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分まで
休憩時間	正午～午後1時まで

(2) 育児休業の取得状況

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	取得者	うち新規	取得者	うち新規
取得者合計	6人	3人	6人	2人
うち女性	6人	3人	6人	2人
うち男性	0人	0人	0人	0人

① 社会保険料控除について

社会保険料控除は、納税義務者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、または給与から差し引かれた場合などに受けられる「所得控除」です。

控除できる金額は、その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った金額または給与や公的年金から差し引かれた金額の全額です。

控除は、年末調整や確定申告または住民税の申告で受けることができます。領収証書(口座振替をご利用の場合は預金通帳)の日付を確認し、一年間に納付した社会保険料の合計金額を算出の上、申告してください。

『平成28年分所得申告参考資料』の送付について

平成28年中に支払った国民健康保険税額、介護保険料額および後期高齢者医療保険料額が記載された『平成28年分所得申告参考資料』を、平成29年2月上旬(予定)に納税義務者宛に送付しますので、申告の際に参考にしてください。

なお、領収証書を紛失してしまい平成28年中に支払った納付済額が確認できない場合等で、事前に納付済額を確認したい場合は、『納付確認書』を発行(無料)して

います。申請の際は、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)を持参の上、次の申請先に申請してください。

(申請先)

国民健康保険税額	税務課収税係 (1階①番窓口)
介護保険料額	高齢者いきいき課 高齢介護係(1階⑩番窓口)
後期高齢者医療保険料額	健康保険課医療年金係 (1階⑧番窓口)

※年の途中で『納付確認書』を発行する場合は、その時点で納付または返金(還付)が確認できる金額の『納付確認書』となります。

(所得申告参考資料の注意点)

- ① 公的年金から差し引かれた特別徴収分は、『所得申告参考資料』および『納付確認書』には含まれていませんので、年金支払者から送付される『公的年金等の源泉徴収票』で納付済額をご確認ください。
- ② 世帯主が納税義務者となつている国民健康保険税は、被保険者個人ごとの納付済額はお知らせできません。

よくある質問

妻の公的年金から特別徴収される介護保険料等について

Q 扶養している妻の公的年金から介護保険料が特別徴収されている場合は、妻の介護保険料についても、私が社会保険料控除の適用を受けることができますか?

A 妻の公的年金から介護保険料が特別徴収されている場合は、その保険料を支払ったのは妻になりますので、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

過去の国民年金保険料を支払った場合について

Q 過去3年分の国民年金保険料を支払いましたが、その支払った全額を本年分の社会保険料控除の対象にできますか?

A 本年中に支払ったものであれば、過去の年分のものであっても本年分の社会保険料控除の対象になります。

給与支払者の皆さまへ ② 給与支払報告書等の提出について

給与支払者(事業所等)は、給与受給者(従業員等)が平成29年1月1日現在にお住まいの市区町村に、『給与支払報告書』を提出することが義務付けられております。給与支払報告書は、住民税の課税の根拠となる重要な書類になりますので、平成28年中に支払われた給与金額の多少にかかわらず、全員(パート、アルバイト、退職者なども含む)の提出をお願いします。

【昨年からの変更点】

- ① 様式サイズがA5に大きくなりました。
- ② 給与支払報告書に法人番号・個人番号の記載が必要となります。

【提出期限】

平成29年1月31日(火)

※早めの提出にご協力をお願いします。

① ②に関する問合せ:
税務課住民税係

【 ☎ 35-1221 (内線1131-1133) 】

(控除の対象となる社会保険料の例)

- ① 健康保険の保険料、② 国民健康保険税 (料)
- ③ 後期高齢者医療保険料、④ 介護保険料
- ⑤ 国民年金の保険料および国民年金基金の掛金
- ⑥ 厚生年金の保険料および厚生年金基金の掛金
- ⑦ 公務員等の共済組合の掛金 等

※国民年金の保険料および国民年金基金の掛金に係る社会保険料控除の適用を受ける場合には、その保険料等の金額を証する書類(控除証明書)の添付または提示が必要です(控除証明書は、日本年金機構から送付されます)。

町の公共施設と インフラについて考える

(最終回)

今月のテーマ

「指定管理者制度について」

■用語の解説

指定管理者制度とは、平成15年9月施行の地方自治法の改正により導入された制度です。この制度により、これまでは公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人なども含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。指定管理者制度を導入することで、民間事業者の持つ様々なノウハウを積極的に活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることができます。

■町の現状について

町では、平成28年度現在、「上里町立図書館」「上里町総合文化センター(ワープ上里)」「老人福祉センターかみさと荘」において指定管理者制度を導入しています。

以前には神保原駅(JR高崎線)北駐輪場の管理についても導入実績があります。

特に図書館の導入については、開館時間が延長したほか、各種イベントを企画・開催することにより、利用者の利便性向上に寄与しています。

今後策定する「上里町公共施設等総合管理計画」では、指定管理者制度の積極的な導入も含め、町にとって最適な公共施設等の維持管理方法を引き続き検討してまいります。

※全6回にわたって掲載しました「町の公共施設とインフラについて考える」は、今月号をもって終了となります。

町では、平成29年3月までに「上里町公共施設等総合管理計画」を策定します。

問合せ…総合政策課政策企画係【☎35-1238】

取り壊したはずの建物に 固定資産税は課税されていませんか？

建物を取り壊した方、平成28年中に取り壊す予定の方は、登記の有無にかかわらず、税務課資産税係で『建物滅失申告』を行ってください。

■申告方法

申告書(税務課窓口を設置)に必要な事項を記入して税務課資産税係1階⑬番窓口へ提出してください。固定資産税課税明細書(納税通知書に添付)等で建物が特定できる場合は、電話でも受付できます。

※申告のあった建物については、税務課職員が現地へ確認に伺います。

■申告期限 12月16日(金)まで

※平成28年中に取り壊した証明ができない場合、平成29年度も課税されてしまいます。期限までに申告をお願いします。

問合せ…税務課資産税係【☎35-1220(内線1111~1114)】

個人住民税市町村表彰

10月17日(月)、埼玉県知事公館で平成28年度個人住民税市町村表彰式があり、上里町が表彰されました。これは、平成27年度に税の徴収を積極的に行い、収入未済額圧縮部門・町村の部で優良な成績を収めたことに対して、埼玉県知事から荣誉ある賞をいただいたものです。



10月から12月は滞納整理強化期間です 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆12月の休日・夜間開庁日 【休日】(午前8時～正午) 12月11日(日)

【夜間】(午後8時まで) 12月26日(月) ※夜間は、庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第6期・町県民税第4期の納期限は**12月27日(火)**です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています。

年末年始は贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を送ることは、公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

問合せ…上里町選挙管理委員会事務局
(総務課庶務係内)【☎35-1237】



徹底しましょう！
三ない運動

贈らない！

求めない！

受け
取らない！

政治家の寄附禁止の対象(例)



お歳暮・お年賀



地域の運動会・
スポーツ大会への差入



病氣見舞



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や飲食物の差入



お祭りへの
寄附・差入れ

～公正で信頼される行政を目指して～ 平成27年度「情報公開制度」・「個人情報保護制度」実施状況

町では、公正で信頼される町政の実現を目指して、町の各実施機関の保有する公開について定めた「情報公開制度」と、保有する情報のうち、個人に関する情報の保護と開示の手続きなどについて定めた「個人情報保護制度」をそれぞれ実施しています。平成27年度の情報公開の実施状況は右表のとおりです。個人情報の開示請求はありませんでした。

問合せ…総務課庶務係【☎35-1234】

実施機関	受付件数			決定内容			
	請求	申出		全部公開	部分公開	非公開	不存在
町 長	17	15	2	15	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計	17	15	2	15	0	0	0

スマホで広報 「i広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル

広報かみさとをスマートフォンで読める無料アプリ「i広報紙」がリニューアル。まちを好きになるアプリ「マチイロ」として生まれ変わりました。

今回のリニューアルで、新着情報と連動した、プッシュ通知や広報紙のオフライン閲覧ビューワなど、自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさんです。(QRコードが表紙にあります。)

※「i広報誌」をご利用中の場合、アップデートで新アプリに切り替わります。

